

犯罪被害者等支援の手引



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

平成 31 年 3 月

山形県環境エネルギー一部
危機管理・くらし安心局 くらし安心課

目 次

1 作成の趣旨	1
2 犯罪被害者等の抱える様々な問題を理解する	3
(1) 犯罪被害者等の置かれた状況	3
① 直接的被害	3
② 事件後に直面する状況	3
(2) 困難な状況の具体例	4
① 心身の不調	5
② 生活上の問題	7
③ 周囲の人の言動による傷つき	8
④ 加害者からの更なる被害	9
⑤ 捜査、裁判に伴う様々な問題(負担)	9
3 支援に携わる際の留意事項	10
(1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	10
① 基本的な支援対応の流れ	10
② 具体的な対応のあり方	10
(2) 会話の留意点	12
(3) 支援者自身のケア	13
4 捜査・裁判の流れを理解する	14
(1) 一般的な刑事手続の流れ	14
① 捜査	14
② 起訴	14
③ 裁判	14
④ 損害賠償請求	15
参考1 《一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり》	17
参考2 《少年審判手続および刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり》	18
参考3 《民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり》	19
5 被害類型の特徴と注意点	20
(1) 殺人事件遺族への対応	20
(2) 暴力犯罪等により傷害を負った人への対応	23
(3) 交通事故に遭った人への対応	25
(4) 性犯罪・性暴力に遭った人への対応	27
(5) 配偶者からの暴力を受けた人への対応	30
(6) ストーカー被害に遭った人への対応	32
(7) 児童虐待への対応	34
(8) 高齢者虐待への対応	38
(9) 障がい者虐待への対応	40

6 事件の中長期における対応	42
(1) 総合的相談	42
(2) 心身の不調	42
(3) 生活上の困難	43
① 仕事上の問題	43
② 住居の問題	46
③ 家族の介護問題	46
④ 経済的な問題	47
⑤ 福祉全般	50
⑥ 報道に関すること	50
⑦ 加害者に関すること	50
7 行政による総合相談窓口について	54
(1) 「総合的な相談窓口」の設置	54
(2) 犯罪被害者支援における市町村の役割	54
(3) 組織的連携により築く「総合的な相談窓口」の設置	55
8 関係機関との連携	56
(1) 関係機関・団体の連携の必要性	56
(2) 関係機関・団体の連携の実際	57
① 基本的な連携の流れ《フロー図》	57
② 連携の際の留意点	59
(3) (公社)やまがた被害者支援センターとの連携	61
① (公社)やまがた被害者支援センターについて	61
② 支援センターとの連携	61
参考4 情報提供書 兼 同意確認書	64
参考5 犯罪被害者等相談報告書	65
9 県及び警察の相談窓口と事業概要	66～98
10 関係機関等の相談窓口と事業概要	99～120
資料編	121
○ 犯罪被害等に関する相談窓口一覧	122～126
○ 市町村犯罪被害者等施策担当部局一覧	127
○ 労働基準監督署一覧	128
○ ハローワーク一覧	128
○ 税務署一覧	129
○ 警察署一覧	129
○ 裁判所一覧	130

1 作成の趣旨

犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）からの問い合わせや相談内容は、被害の内容や犯罪被害者等の置かれている状況によって様々です。問い合わせや相談内容が担当業務と異なる範囲に及んでも、適切な支援機関や制度の紹介などを犯罪被害者等に対して速やかに行うことが必要です。

この手引は、各関係機関や自治体における担当職員の方々の参考にしていただけるよう、どの機関を起点としても、犯罪被害者等に対し必要な情報や支援等を途切れることなく提供することができることを目的に、犯罪被害者等からの相談を受ける際の心構えや、関係機関の連絡先等をまとめたものです。

犯罪被害者等基本法（抜粋）

（基本理念）

第三条

すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（相談及び情報の提供等）

第十一条

国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

第3次犯罪被害者等基本計画（抜粋）

Ⅳ 推進体制

(2) 地方公共団体との連携・協力

警察庁において、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等を活用し、地方公共団体との連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら施策を推進できるよう、各地方公共団体における窓口部局との間の情報共有等を図る。

(3) その他様々な関係機関・関係者との連携・協力

行政機関以外の国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う団体、事業者団体等と連携・協力関係を築きながら犯罪被害者等施策を講ずる。

V 重点課題に係る具体的施策

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進

警察庁において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村に対し、犯罪被害者等に適切な情報提供を行う総合的な対応窓口の設置を要請する。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策の周知を図るため、政府広報や犯罪被害等施策に関するホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を通じた広報の充実に努める。さらに、地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民に総合的対応窓口をはじめ地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。【警察庁】

山形県犯罪被害者等支援条例（抜粋）

（県の責務）

第4条

県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等の支援の推進に当たり、国、市町村及び県民等と連携及び協力して取り組むものとする。

第2次山形県犯罪被害者等支援推進計画（抜粋）

第6章 施策の方向性と主な取り組み

1 支援体制の整備・充実

(1) 推進体制の整備（条例11条関係）

【施策の方向性】

犯罪被害者等が直面する様々な問題を円滑に解決するとともに、支援に関する取り組みを効果的に進めるため、関係機関・団体と連携・協力し、途切れのない支援につながる体制を整備していく必要があります。

2 犯罪被害者等の抱える様々な問題を理解する

現在の社会では、犯罪被害者等の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、犯罪被害等の支援にかかわる人々の中にも、多くの無理解や誤解があるといわれています。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に注目して支援すべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を理解する必要があります。

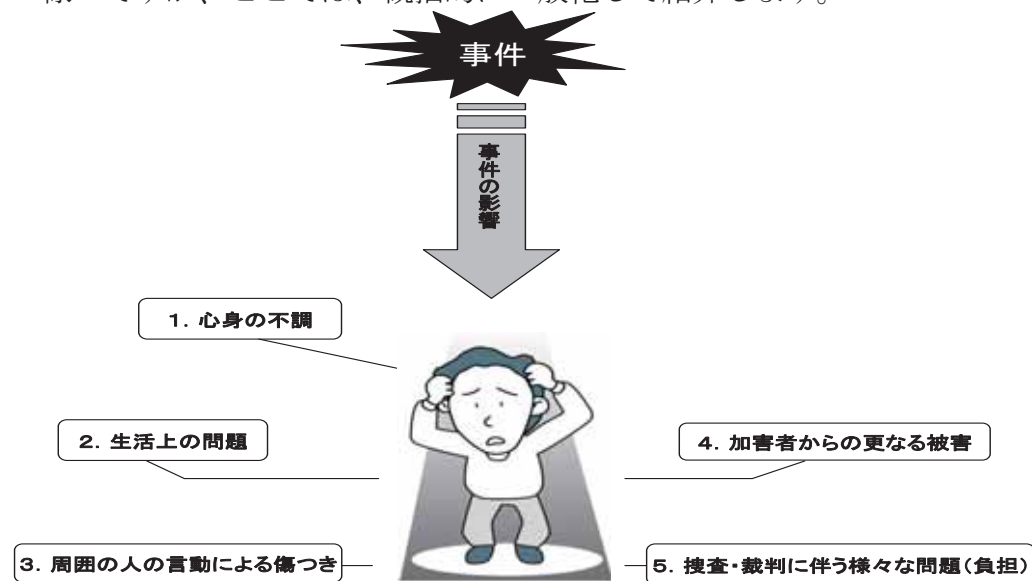
(1) 犯罪被害者等の置かれた状況

① 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。そして、事件後の直接的な被害に加え、心にも大きな傷を受けます。この心の傷はすぐに回復することは困難です。

② 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。



1 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

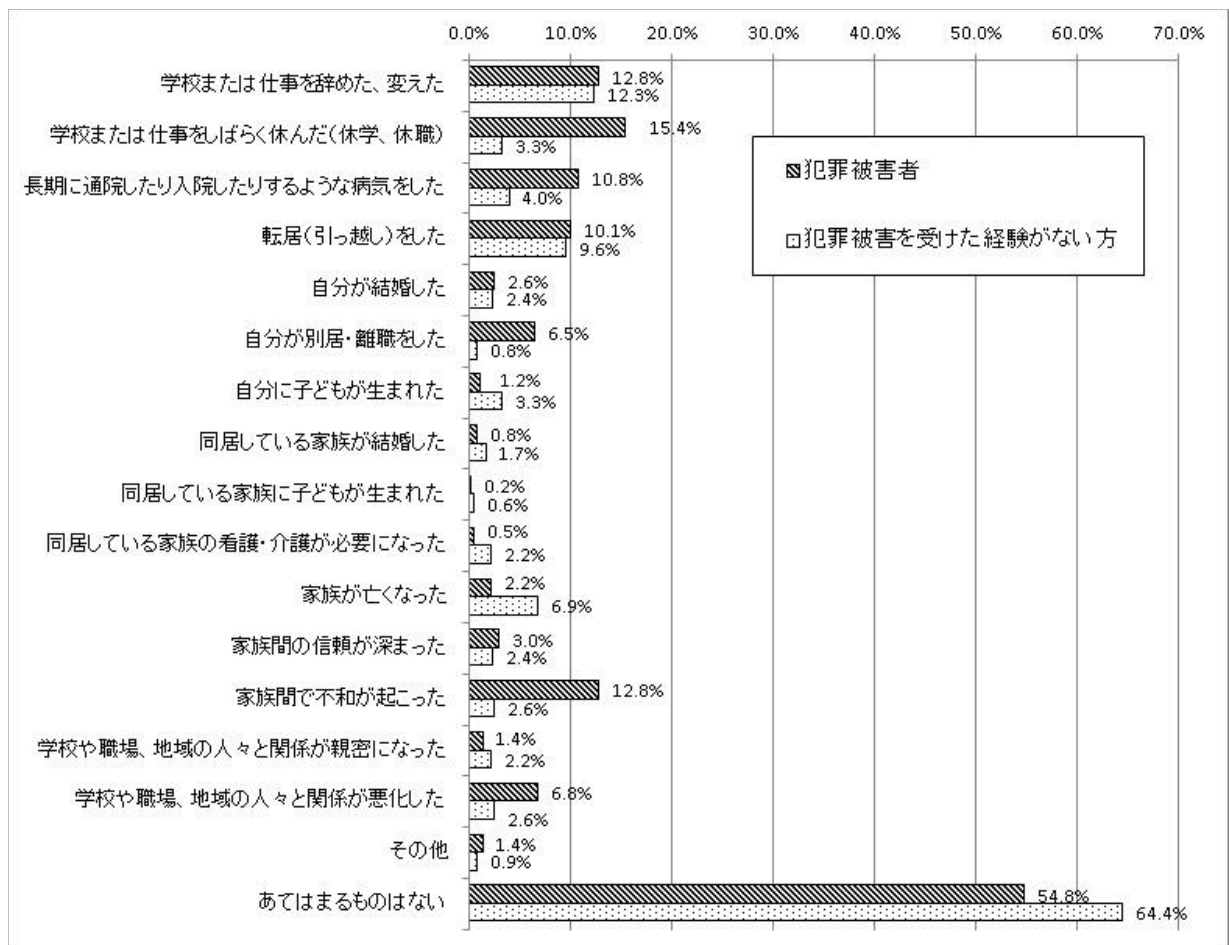
(2) 困難な状況の具体例

多くの犯罪被害者等は事件後、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

<生活上の変化>

事件後から現在までの生活変化（出来事）のうち事件と関連があると思うものを回答

※ 犯罪被害を受けた経験がない方は、最近5年程度の期間で回答



「平成 29 年度 犯罪被害類型別調査」(警察庁) を基に作成

① 心身の不調

[直 後]

あまりにも突然で予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうため恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意・集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）が湧く
- 自分が弱い、何も対処出来ないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある
(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ 周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているようにも見えるため、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

[中長期]

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

〈精神的な不調の例〉

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない など

〈身体的な不調の例〉

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気や嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のその他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常や月経痛がある など

【子ども】

言葉でうまく表現ができないために、理解されづらく勘違いされる場合がありますが、おおむね下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿、指しゃぶりをする
- 表情が少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達とかかわりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談するよう勧めることも重要です。

コラム ～犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患～

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

「PTSD」

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

「うつ病」

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり、苦痛を感じます。
疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

「パニック障害」

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えが来て心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。

このような発作がいつ起こるか不安で外出することが困難になったりします。

② 生活上の問題

ア 仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、普段通り仕事をするのが困難になる場合があります。

- 仕事上で小さなミスが増えたりする、仕事の能率が低下する
- 職場の同僚関係がうまくいかなくなることがある
- 治療のための通院や、捜査・裁判のため欠勤が続き周囲に気兼ねする
- 職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もある

イ 不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のため転居を余儀なくされたり、あるいは自宅以外に居住場が必要になることがあります。その理由は様々です。

- 自宅が事件現場になり再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅が焼失する
- 事件現場であつたり、捜査上の要請で自宅を使用できなくなる

ウ 経済的な問題

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う、受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる等、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。

- 相続関係が確定しないと、銀行口座が凍結され、お金の工面に困る場合がある
- タクシー代、葬祭費、医療費などが発生する²
- 長期療養、介護等、経済的な負担が将来にわたる場合がある
- 官公署への交通費や、宿泊費、訴訟記録の複写代、弁護士費用など、予期しない出費が必要な場合がある
- 加害者に支払い能力が無い場合には、何の補償も受けることができないおそれがある

² これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、地方厚生（支）局に報告してください。

東北厚生局 〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 21 階 電話：022-726-9260

東北厚生局山形事務所 〒990-0039 山形県山形市香澄町 2-2-36 山形センタービル 6 階 電話 023-609-0140

また、医療機関において第三者行為による傷病のため、保険診療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」が必要です。詳細については、加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。

エ 家族関係の変化

犯罪被害を受けると本人ばかりでなく、家族もショックを受け、お互いを支え合うという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、兄弟姉妹がいる場合には、親がほかの子どもに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後に兄弟姉妹への影響が出てくる可能性もあります。

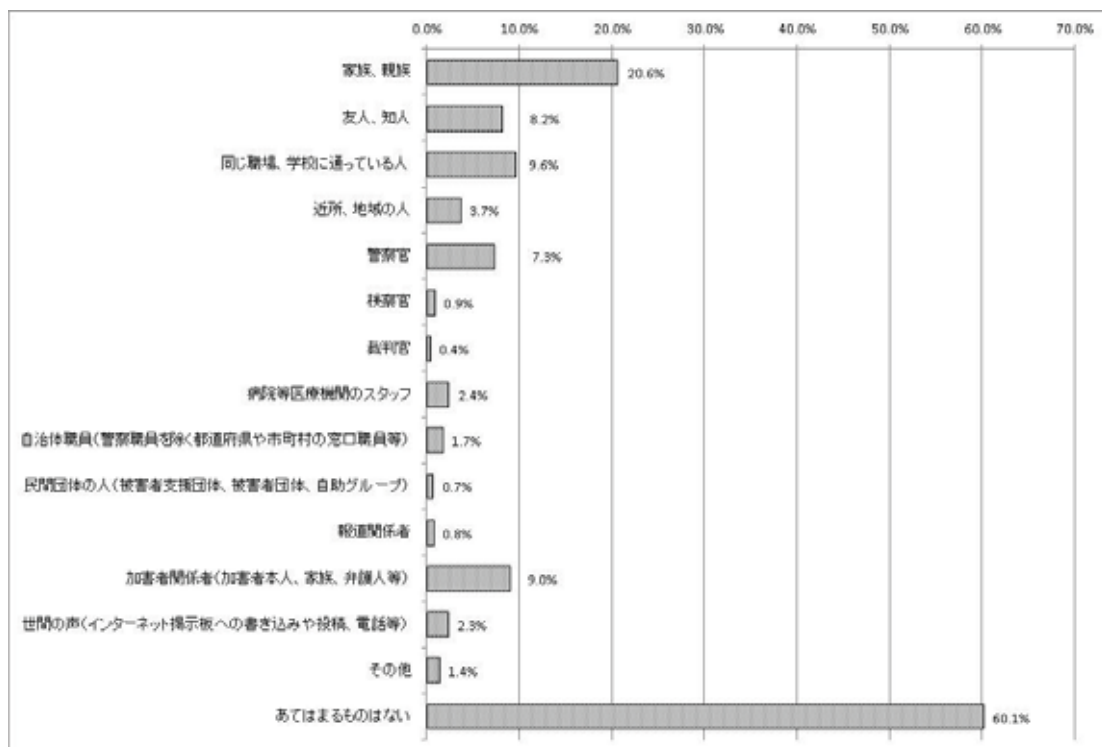
③ 周囲の人の言動による傷つき

ア 近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

<事件後に受けた言動等で傷つけられた経験・相手（複数回答）>



「平成 29 年度 犯罪被害類型別調査」(警察庁)を基に作成

④ 加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑤ 捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）

捜査や裁判では、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が、捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

3 支援に携わる際の留意事項

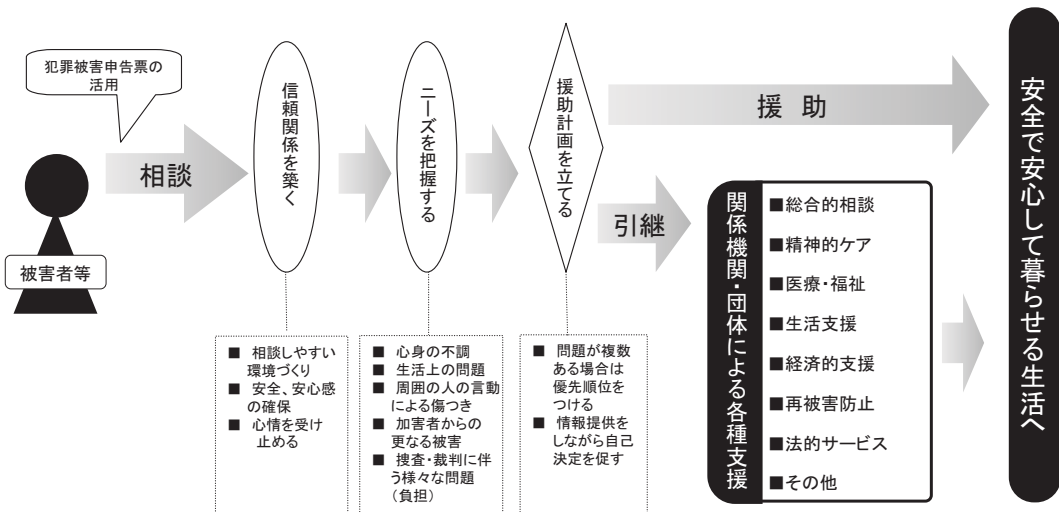
犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれ通常の生活を送ることができた人々です。しかし、犯罪被害に遭うと被害による損害や混乱のため、これまで当たり前だった日常生活が、突然できない状況に陥ります。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行う必要があります。

(1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

① 基本的な支援対応の流れ

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



② 具体的な対応のあり方

ア 信頼関係を築く

- ・相談場所に配慮したり人前で不用意に名前を呼ばない。
- ・電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。
- ・男性に対する恐怖心が強い場合は女性が対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定に配慮する。
- ・「ここが安全と感ずることができかどうか」、「今、話をしているで大丈夫か」を確認し、必要に応じて警察等の関係機関につなぐ。
- ・犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- ・被害の状況を人と比べない。
- ・自責感を助長させない。
- ・安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。
- ・話をせかささない、さえぎらない。

イ ニーズを的確に把握する

- 犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。

ウ 援助計画を立てる

- 市町村ができる支援、所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。（支援早期の段階で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。）
- 問題が複数ある場合は優先順位をつける。
- 時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
- 支援者の意見を押しつけない。犯罪被害者等自らが決定できるようにする。
- 関係機関や支援を行っている団体と連携する。

エ その他 留意事項

- 会話や書類管理における注意のみならず、たとえ家族であっても、当事者の同意を得ずに情報を伝えることは適切ではない。
- 研修に参加したり、法律や制度の改正等を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図り、技量の向上等に努める。
- 犯罪被害者等が被害から回復する方法や、回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら支援を行うことが重要である。

(2) 会話の留意点

具体的な会話例をもとに心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【不適切な応答】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

《不適切な応答例》

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・ どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ・ 泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
- ・ 早く元気にならなければいけませんよ。
- ・ 辛いことは、早く忘れましょう。
- ・ 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・ まだ子どもがいるじゃないですか。
- ・ 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・ あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのではないですか。

【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つける場合や、不信感を招くことにもつながるので注意して下さい。

《適切な応答例》

- ・ ご心中、お察しします。
- ・ 本当にお気の毒です。
- ・ このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- ・ 悲しんでいいのですよ。
- ・ あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・ そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- ・ (このような体験をしたら) 今までのように仕事や家事が出来なくなるのも当然だと思います。
- ・ 何をする気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- ・ 無理をする必要はありません。
- ・ よく頑張ってこられましたね。
- ・ ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

(3) 支援者自身のケア

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身や相談等の対応をする人も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・ 自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・ 事件のことが頭から離れなくなる
- ・ 自分が無力だと感じる
- ・ 頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る

その結果、当該事件へ過度に感情移入し、仕事と私生活の区別ができなくなったり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たときに相談者にとって不適切な対応となってしまうことがあります。

対応者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

《対処方法の例》

- ・ 一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・ できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・ 仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・ 自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・ 身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・ 休息、睡眠をきちんととる。

4 捜査、裁判の流れを理解する

(1) 一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇨「起訴」⇨「裁判」の過程を経ます。

※ 加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

① 捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることをいいます。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」といいます。

一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります³。

これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることとなります。被疑者が勾留されている間も、捜査機関は様々な捜査を行います。

② 起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います⁴。

※ 起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

③ 裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」といいます。

検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることとなります。

一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります。（被害者参加制度）

³ 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

⁴ 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

④ 損害賠償請求

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができる損害賠償命令制度があります。

《各種制度について》

被害者参加制度

殺人、傷害、危険運転致死傷など故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件、強姦性交等・強制わいせつ、逮捕・監禁、過失運転致死傷などの事件の被害者やご遺族の方々が、あらかじめ検察官に申し出て、裁判所の許可を得た場合は、被害者等の方々は「被害者参加人」として刑事裁判に参加し、公判期日に出席したり、被告人質問などを行うことができます。

また、これらの行為を弁護士に委託することもできます。

法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijil1-4.html#4

検察庁ホームページ <http://www.kensatsu.go.jp/>

被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加人の資力が一定の基準額に満たない場合は、国が報酬等を負担する弁護士の選定を求めることができます。

法テラスホームページ

https://www.houterasu.or.jp/higaishashien/seido/higaisha_sankanin/index.html

被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給する制度です。資力等にかかわらず、すべての被害者参加人にご利用いただけます。法テラスでは、旅費等の算定と被害者参加人の方への送金業務を行っています。

法テラスホームページ

https://www.houterasu.or.jp/higaishashien/seido/higaisha_sankaryohi/index.html

損害賠償命令制度

殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件などの被害者又はその相続人などの方は、刑事裁判所に対し、起訴後、刑事裁判の弁論が終わるまでの間に、被告人に対する損害賠償命令を申し立てることができます。

この申立ては、刑事裁判の起訴状に記載された犯罪事実に基づいて、その犯罪によって生じた損害の賠償を請求するものです。申立てを受けた刑事裁判所は、刑事事件について有罪の判決があった後、この申立てについての審理をそのまま担当し、刑事裁判の訴訟記録をこの審理においても取り調べた上、原則として4回以内の期日で審理を終わらせ、損害賠償命令の申立てについて決定をすることになります。この決定に対して、両当事者から異議の申立てがあった場合などは、通常の民事訴訟の手続に移ります（この場合でも、審理に必要な刑事裁判の訴訟記録は民事の裁判所に送付されます）。

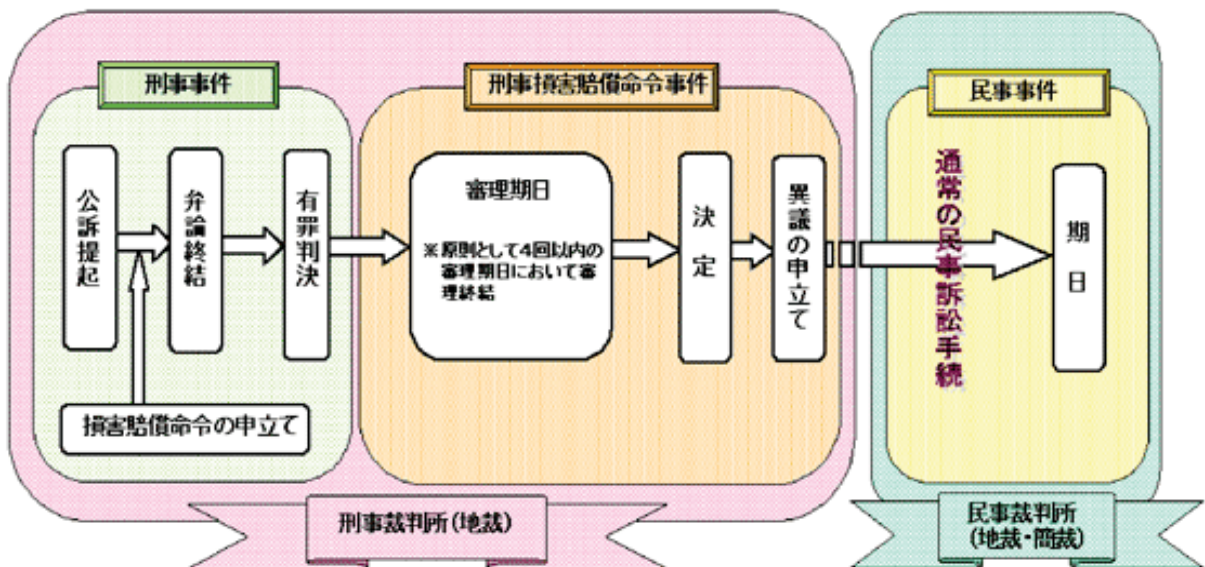
この制度では、刑事裁判所が民事の損害賠償の審理を担当し、刑事裁判の訴訟記録を取り調べることなど刑事手続の成果を利用することにより、被害者やご遺族等の方々による被害の事実立証がしやすく、基本的に損害の賠償額を中心とした審理をすることになるので、簡易迅速に手続を進めることができます。

さらに、申立手数料が2,000円であるなど利用しやすい制度であり、また、通常の民事訴訟の手続に移った場合でも、訴訟記録をコピーして民事の裁判所に提出する手間が省けるなど、被害者やご遺族等の方々の損害賠償請求に関する労力を軽減する仕組みになっています。

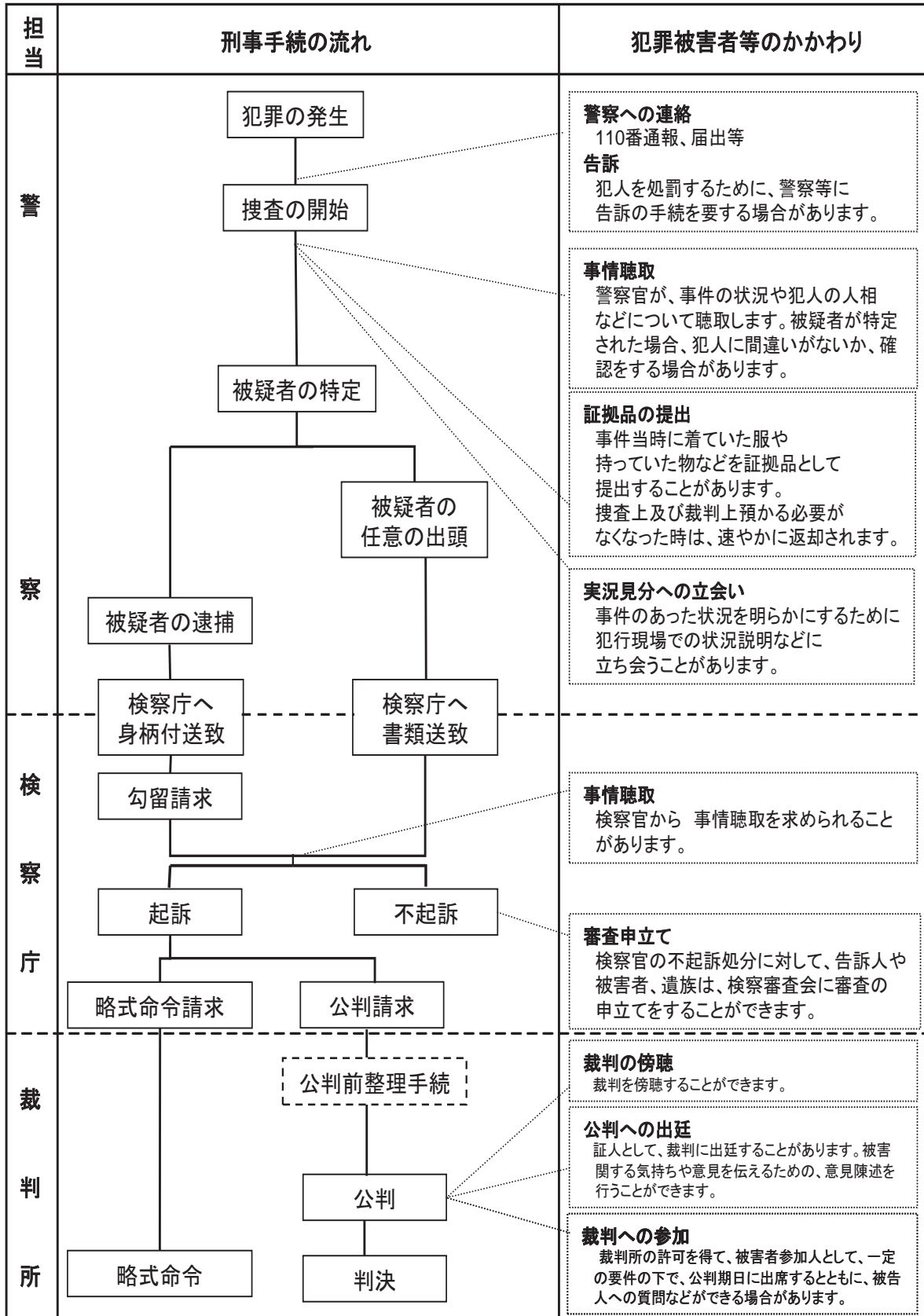
法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-4.html#9

裁判所ホームページ http://www.courts.go.jp/saiban/wadai/2103_higaisya_songai/

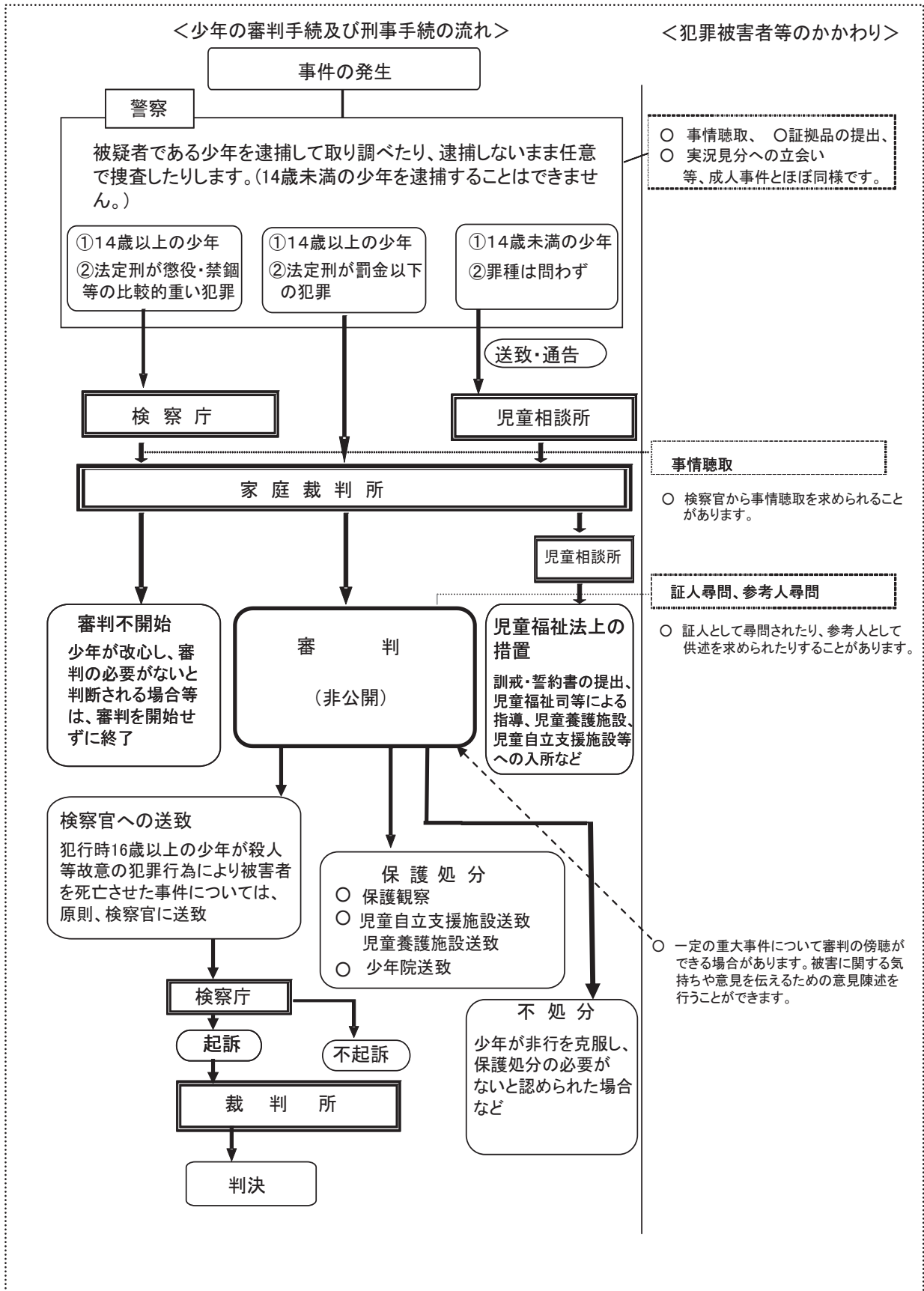
〈損害賠償命令制度の流れ〉



一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり



一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり



民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり

